

## 市税の軽減措置チェックシート

### (1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地推進部立地推進担当
概要	国際戦略総合特別区域における市税の軽減
目的	市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資する。
税目	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税
軽減対象	<p>【法人市民税・事業所税】 市内の国際戦略総合特別区域に新たに進出し、事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う法人</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始され、供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供している固定資産</p> <p>[要件]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること</li> <li>・関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること</li> <li>・条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと</li> </ul> </p>
軽減割合	<p>最大で5年間税額ゼロ+5年間1/2            ※法人市民税・事業所税については、市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減            ※固定資産税・都市計画税については、認定特区事業の用に供している割合に応じて軽減</p>
軽減期間	最大10年間
減収見込額	10年間見込 約20,000百万円
導入経費 (別途予算要求有)	710千円(特区地域進出等事業計画認定審査会経費)

### (2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内容	-

### (3) 効果の検証

効果測定方法	認定特区事業における設備投資額、雇用者増加数、市税軽減額、進出企業数 ※毎年事業報告書の提出を受け、事業計画に適合しているか等を実地調査等により確認																												
達成状況	<p>【進捗状況】 平成24年の制度創設から約3年間で認定した事業者9社における事業計画では、約250億円の設備投資と約150人の新規雇用が見込まれ、10年間の市税軽減額は約30億円と試算している。 (制度創設当時の試算では、設備投資額2,000億円、雇用者増加数約8,000人、10年間の市税軽減額約200億円、進出企業数30社としている。)</p> <p>&lt;年度別内訳&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>設備投資額</th> <th>新規雇用者数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>0百万円</td> <td>0人</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5,514百万円</td> <td>44人</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0百万円</td> <td>27人</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>0百万円</td> <td>2人</td> <td>※2 ※1 実績数値</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>19,500百万円</td> <td>76人</td> <td>※2 ※2 計画数値</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25,014百万円</td> <td>149人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【今後の方向性】 夢洲・咲洲地区において、NITE(製品評価技術基盤機構)が世界最大級の大型蓄電池の試験・評価施設を平成27年度中に整備し、平成28年度中のサービス開始を予定しており、今後研究開発の促進が期待される。 また、特にリチウムイオン電池については、近年関西のシェアが上昇し、平成27年で我が国の海外出荷シェアの85%に達すると見られており、引き続き期待の持てる分野である。 大阪駅周辺地区においても、PMDA(医薬品医療機器総合機構)やAMED(日本医療研究開発機構)等のライフ分野の関係機関が進出し、医薬品や医療機器等を開発する基盤が整備されている。 このように、両地区において、ライフ・グリーン分野の支援機関が進出し、企業の事業環境が向上していることから、引き続き府市による「地方税ゼロ」という強力なインセンティブを積極的に活用することで、関連産業の集積の促進と産業の国際競争力の強化を通じて本市の経済の活性化を図っていく。</p>	年度別	設備投資額	新規雇用者数		平成24年度	0百万円	0人	※1	平成25年度	5,514百万円	44人	※1	平成26年度	0百万円	27人	※1	平成27年度	0百万円	2人	※2 ※1 実績数値	平成28年度	19,500百万円	76人	※2 ※2 計画数値	計	25,014百万円	149人	
年度別	設備投資額	新規雇用者数																											
平成24年度	0百万円	0人	※1																										
平成25年度	5,514百万円	44人	※1																										
平成26年度	0百万円	27人	※1																										
平成27年度	0百万円	2人	※2 ※1 実績数値																										
平成28年度	19,500百万円	76人	※2 ※2 計画数値																										
計	25,014百万円	149人																											

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>	本市税軽減措置により約250億円の設備投資と約150人の新規雇用が見込まれ、ライフサイエンスや新エネルギー分野における新たな事業が行われることにより、産業の国際競争力の強化に向けた取組みが進むなど、一定の効果をあげている。
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

#### (4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	■	□	本条例における市税の軽減は、地方税法第6条の規定によるものであり、問題ない。
2	公益上の必要性	■	□	本制度は、国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて、本市内経済の活性化を図るという政策目標を達成するためのものであり、結果として「(3)効果の検証」のとおり、設備投資額の増加、雇用の創出等に寄与した。
3	実務上の妥当性	■	□	制度創設時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	■	□	企業の進出に際しては、進出に適した物件の有無、交通アクセス、雇用の確保等、さまざまな条件を総合的に勘案し、それに基づき進出の意思決定や事業計画(設計等)の作成が行われるため、一定の時間を要するということや、総合特区の計画期間に合わせ、平成28年3月31日までとした期間は妥当であった。 引き続き市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るため、事業計画の受付期間を2年延長し、平成30年3月31日までとしたい。
5	軽減期間の妥当性	■	□	軽減期間については、研究開発型の分野では事業が軌道に乗るまで長期を要するケースがあることを踏まえるとともに、国内最長という競争力あるインセンティブとしたことにより、新たな企業進出や投資が行われ、「(3)効果の検証」のとおり、設備投資額の増加、雇用の創出等に寄与したことから、10年間という軽減期間は妥当であった。 なお、軽減にあたっては、事業実施状況を实地調査等により毎年確認し、適用条件を満たしているかを適切に判断することとしている。
6	手段の妥当性	■	□	「地方税ゼロ」というインパクトのあるインセンティブとするとともに、国際的に競争力のある法人実効税率を実現できることから、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るためには本軽減措置によることが妥当である。 なお、平成28年度税制改正では、総合特区税制に関して一部縮減されるものの、制度は継続される方針であり、また、法人税率引下げの方針も示されていることから、本市制度を継続し、総合特区税制の活用も図ることにより、税制面における国際競争力及び国内各都市に対する優位性を保つことが可能となる。 こうしたことから、本市としては、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化にあたり、「地方税ゼロ」という強力なインセンティブを保持するため、現行制度を延長実施する。
7	他の施策との関係	■	□	総合特区制度において、地方公共団体は、国の施策と相まって政策課題の効果的な解決のために必要な施策を実施する責務を有しており、その一環として市税軽減措置を実施しているという関係性がある。
8	減収見込額の妥当性	■	□	制度創設当時の試算における減収見込額から▲170億円乖離している。その要因は、設備投資額の試算と実績に乖離があるためである。 本制度の延長に際しては、延長期間の2年間で進出可能性のある区画等について、過去の実績を踏まえた積算単価により試算し、新たな減収見込額を10年間で約20億円と見込んでいる。

**(5) 今後の方向性**

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続	→	見直しの内容		
<input type="checkbox"/> 見直したうえで継続			見直しの時期	
<input type="checkbox"/> 廃止する		↓	廃止の理由	
<input type="checkbox"/> その他				廃止の時期

  

その他の内容
--------

  

終期設定
平成 29 年度

<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
平成 29 年度

**(6) 財政局のコメント(今後の課題等)**

「今後の方向性」どおり、軽減措置を継続することは適当である。

## 市税の軽減措置チェックシート

### (1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地推進部国際担当
概要	総領事館の敷地にかかる固定資産税の減免
目的	総領事館との良好な関係を維持し、在阪総領事館の市外転出を防止するため
税目	固定資産税
軽減対象	総領事館の敷地を所有する民間団体
軽減割合	100%
軽減期間	—
減収見込額	1,655千円（平成23年度実績）
導入経費 （別途予算要求有）	—

### (2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内 容	—

### (3) 効果の検証

効果測定方法	在阪総領事館の市外転出防止
達成状況	達成

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>	
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

#### (4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外国政府機関についてはウィーン条約及び地方税法第348条により非課税となっているが、当該施設の敷地については、所有者が政府機関でなく民間団体であるため、ウィーン条約等が適用されず課税対象となる。そのため、市独自で減免措置を実施してきた。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大阪府市で外交方針を一本化し、諸外国との間で様々な交流活動を展開している。外国人観光客の増加が大阪経済の活性化に大きく寄与しており、総領事館が大阪市内に立地していることは非常に重要である。
3	実務上の妥当性	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大阪市として領事館誘致及び在阪領事館の転出防止に取り組んできており、前回見直し時点において当該領事館が移転を検討中であったことから、市外転出を防止すべく市内候補地への移転を働きかけていた。このような経過から、良好な関係を維持するため、軽減措置の継続を要したが、移転には至らなかった。現在は移転の意向を聞いておらず、良好な関係も維持できていることから、実務上の妥当性が「適」とまでは言えない状況となった。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既に対象は限定済みである。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽減期間は設けない。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金等別の形での財政支援はなさない。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他の政策との重複はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現行減免措置一覧表(固定資産税・都市計画税)より抜粋 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/cmsfiles/contents/0000199/199201/04genkouichiran(kotei).pdf">http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/cmsfiles/contents/0000199/199201/04genkouichiran(kotei).pdf</a>

#### (5) 今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	見直しの内容	
		見直しの時期	
その他の内容	→	廃止の理由	前回見直し時点と異なり、現在は当該領事館より移転の意向を聞いておらず、実務上の妥当性が「適」とまでは言えない状況となったため
		廃止の時期	平成27年度末

  

終期設定 平成 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 平成 年度
---------------	--	---------------------

#### (6) 財政局のコメント(今後の課題等)

外国領事館の市外転出防止に一定の見通しが付いたことにより、本件措置を廃止するものと認識している。大阪経済を豊かで確かな成長軌道に乗せていくにあたって、観光産業の拡張が主軸とされている中、市税の軽減措置を廃止した後も引き続き、良好な関係を維持することが課題と考える。